

70 学校新設組織変更生徒定員増加の事務処理の件に付実業局へ回答
〔昭和十六年八月〕

(注記 1)

号	月	日	文書課長	送	発	月	日	起案者
定	決	裁						
								(馬淵)

昭和十六年八月二十六日起案

事務官 出張中

商工教育課長 (西崎)

農業教育課長 (鈴木)

実業学務局長 (岡口)

(岡口)

(山本) (野口) (立松)

(横光) (高橋)

(川見)

(注記 2) (塚)

伺

(下 札)

(注記 3)

時局ニ鑑ミ当分ノ間〔^(加筆)実業〕〔^(加筆)商工教育課所管〕学校ノ新設、組織変更、生徒定員増加ニ関シ左記方針ニ依リ事務処理相成可然乎

記

- 一、各種学校 (職、商) 又ハ青年学校ヨリ公立又ハ財団経営ノ甲程度実業学校ニ組織変更ノ場合ハ原則トシテ之ヲ認ム但シ資材ヲ要セザルカ又ハ小量ニテ事足ル時ノミニ限ル
- 一、乙程度ヨリ甲程度ニ変更ノ場合ハ小量ノ資材ニテ事足ル時ニ限り其都度事情ヲ考慮シ適當ニ決定スルコト
- 一、商業学校、職業学校ノ新設ハ原則トシテ之ヲ認メザルコトトシ、工業学校〔^(加筆)農業学校〕ノ設置ヲ奨励スルコト

(注記 4)

〔^(抹消)追テ右ハ省議決定ノ上速ニ通牒ヲ発スルコト、致度〕備考

- 一、高等商業学校ノ新設ハ原則トシテ之ヲ認メザルコト
- 一、生徒定員増加ハ職業学校、商業学校関係ニ於テハ原則トシテ之ヲ認メザルコト 但シ資材モ不要ニシテ事情止ムヲ得ザルモノト認メラル、モノハ其ノ都度適當ニ考慮決定スルコト

(注記 5)

- 一、小量ノ資材トハ建築費、設備費ヲ併セ七万円未滿トス
- 二、運動場及校地拡張費用ハ右ニ含マズ
- 三、女子ノ学校モ原則トシ之ニ準ジテ取扱フコト
- 〔^(加筆)農〕
〔^(抹消)中〕学ノ関係ヲ併セ省議ニカケルコトヲ備考ニ
〔^(抹消)女〕附シテハ如何
- 四、右ニ関聯シ大蔵、内務、商工省当局ノ意向左ノ如シ

大蔵省 私立学校ノ建築等ニ関スル資金調整法ニ依リ許可ノ方針ハ従前通りナリ 具体的ノ事件ニツキ審査ヲ為シ真ニ止ムヲ得ズト認メラル、モノハ許可ス但シ漸次制限強化ノ方向ニ向フベシ

内務省 学校建築ニ関スル起債ニツキテハ其ノ方針ハ従前通牒ニ示セル通りナリ、〔^(加筆)即チ補助金ノアルモノニ大體限ル〕〔^(抹消)即チ工業学校等ノ如ク其ノ施政国策上必要ニシテ他ニ代用建物ナク真ニ已ムヲ得ザルモノ其ノ他真ニ緊急差シ措キ難キモノハ〔^(抹消)之ヲ認ム〕〔^(抹消)ニ限ル〕〔^(抹消)差当リ変更ノ考ナシ 但シ漸次制限強化セラルベシ

〔自大12年至昭24年 簿冊及文書総規〕
〔文部省⑤ 3A.32-5, 2373〕

(注記6)

商工省 私立高校ニ関スル資金調整法ニ依ル許可ハ今後極力
制限セントス、大体前年ノ許可実績ノ範圍内ニ止メ度
シ 既ニ許可シタルモノノ繼續事業ハ之ヲ認ム 之ヲ
含メテ前年ノ実績以内ニ止メ度キ意向ナリ
從ツテ新規ノモノハ許可ノ見込少ナカラシ
〔^(抹消)之ニ対シ工業学校ノ如キ生産力拡充關係ノモノハ例
外トシテ取扱ハレタキ旨申入レタリ〕

(注記1)

「完結」

(注記2)

「記録掛 19・8・12 受領」

(注記3)

「六五」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「×」

(注記5)

「×」

(注記6)

「×」

(下札)

〔^(曾根)種別 リー／聯繫／登録追加／件名 実業局伺 学校新設
組織変更生徒定員増加ノ事務処理ノ件 (内規)／番号／結了
年月日 昭一六 八／保存年限 ムキ／枚数〕